

桜川市公告

総合評価方式による条件付き一般競争入札（設計・施工一括発注）の公告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和6年12月19日

桜川市長 大塚 秀喜

1 一般競争入札に付する建設工事

工 事 名	(R6-R10 継続事業) 桜川市新庁舎建設工事(1期工事)
工 事 場 所	桜川市羽田 1023 番地外
工 期	契約締結日の翌日から令和10年10月31日まで ただし前期工事は、令和9年8月31日まで（新庁舎引渡しまで）とし、後期工事は令和10年10月31日まで（東庁舎改修工事完了まで）とする。
工 事 概 要	1. 新庁舎新築工事 構造規模：S または RC 造等（想定）階数：4 階または3 階（想定） 延床面積：6,500 m ² 程度（渡り廊下含む）とし、増減については発注者との協議により決定するものとする。 主要用途：市庁舎 2. 西庁舎解体工事 RC 造 2 階建 3. 東庁舎改修工事（議会エリア） RC 造 3 階建 1,100 m ² 4. 現設計の変更設計業務及び各種申請業務
予 定 価 格	金 5, 537, 760, 000 円（消費税抜き）
低 入 札 価 格	設定しない
工事発注担当部局	〒309-1293 茨城県桜川市羽田 1023 桜川市役所 市長公室 公共施設建設課 公共施設建設グループ 電話 0296-58-5111（内線：1254、1255）
そ の 他	①本工事は目的物の設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式とする。 ②本工事は総合評価落札方式の対象工事とする。 ③この入札による請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、桜川市議会の議決を得た日から本契約の効力を生ずる。 ④本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 入札参加資格要件

標記工事の入札参加資格は、この公告の日において次の要件をすべて備えている者とする。

入 札 参 加 形 態	特定建設工事共同企業体（施工者：2者、設計者：2者または3者） （代表者は施工者で出資比率が最大の者とする）	
施 工 者	工 事 別	建築一式工事
	等 級 付	【代表者となる施工者の構成員（以下、代表者）】 令和5・6年度桜川市建設工事業者競争入札参加資格者名簿に登録された桜川市の総合数値が建築一式工事において1,400点以上の者 【代表者以外の施工者の構成員（以下、施工構成員）】 令和5・6年度桜川市建設工事業者競争入札参加資格者名簿に登録された桜川市の総合数値が建築一式工事において1,000点以上の者

施工者	建設業許可	【代表者】 特定 【施工構成員】 特定または一般
	事業所所在地要件	【代表者】 要件無し 【施工構成員】 公告日において、茨城県内に建設業法に基づき設置された本店を有する者
	配置技術者	【代表者】 当該工事において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の規定による監理技術者として、一級施工管理技士を適正に専任で配置できること 【施工構成員】 建設業法に基づき、主任技術者または監理技術者を適正に専任で配置できること
	施工実績	【代表者】 ・国または地方公共団体が発注し、平成 21 年以降に引渡し完了した延床面積 5,000 m ² 以上、構造が S 造または SRC 造並びに RC 造による建築物で、国土交通省告示第 15 号別添二第四号第 1 類、第 2 類又は第七号第 1 類に該当する建築物の新築、改築又は増築工事を元請（JV の構成員を含む）として施工した実績があること 【施工構成員】 必要としない
設計者	登録	【設計者の構成員で設計を統括する者（以下、統括設計者）】 【設計者の構成員（以下、設計構成員）】 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること
	事務所所在地要件	【統括設計者】 公告日において、関東圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に本店を有する事業者 【設計構成員】 公告日において、茨城県内に本店を有する事業者
	配置技術者	【統括設計者】【設計構成員】を問わず、設計者から適正に専任で配置すること 管理技術者・総合設計担当主任技術者：一級建築士 構造設計担当主任技術者：構造設計一級建築士
	設計実績	【統括設計者】 国または地方公共団体が発注し、平成 21 年以降に引渡し完了した延床面積 5,000 m ² 以上、構造が S 造または SRC 造並びに RC 造による建築物で、国土交通省告示第 15 号別添二第四号第 1 類、第 2 類又は第七号第 1 類に該当する建築物の新築、改築又は増築工事を元請（JV の構成員を含む）として設計した実績があること 【設計構成員】 必要としない
その他	①令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく桜川市の入札参加の制限を受けていない者であること。 ②桜川市建設工事等入札参加資格審査基準要項（平成 17 年訓令第 31 号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。 ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に桜川市長が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。） ④桜川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 17 年訓令第 36 号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。 ⑤共同企業体における施工者と設計者の出資比率は、それぞれの業務に係る金額の比率を基準とする。また、施工者の構成員に係る出資比率の下限は 30%とし、設計者の構成員に係る下限は設定しない。	

3 入札の日程等

手続等	日時	場所等
入札参加資格確認 申請	令和6年12月20日(金)から 令和7年1月22日(水)まで (土・日、祝日を除く。) 午前9時から午後5時まで (正午から午後1時を除く。)	<p>【共同企業体協定書】</p> ①建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書 ②特定建設工事共同企業体協定書 ③委任状 ※①と②は袋とじにして構成員が4者の場合は5部作成し、5者の場合は6部作製する。 <p>【入札参加資格確認申請】</p> ④総合評価方式による一般競争入札参加資格確認申請書 ⑤一般競争入札参加申請資料 ※最新の経営規模等評価結果通知書の写し、または現況報告書の写しを添付 ⑥監理・主任技術者の配置予定調書(別記1) ※監理・主任技術者資格者証の写し、及び3か月以上の雇用が確認できる書類を添付 ⑦施工実績表(別記2) ※代表者と統括設計者は、コリンズまたはテクリス、契約書の写し等、実績が確認できる書類を添付 ⑧返信用封筒(定形封筒に110円切手を貼り、返信先宛名を記入したもの) ※⑤⑥⑦は構成員ごとに作成する。 以上の書類を桜川市役所大和庁舎総務部財政課に持参する。
	(1)競争入札参加資格の確認結果は、一般競争入札参加資格確認通知書により通知するものとする。 (2)入札参加資格がないと認められた者は、その理由について軽易な内容確認を除き、書面により市長に対し説明を求められることができる。 (3)受付期間内に申請書類等必要書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することができない。 (4)その他 ①申請書類等は、桜川市ホームページよりダウンロードできるものとする。 ②申請書類等の作成費用は、入札参加希望者の負担とする。 ③提出された申請書等は、返却しないものとする。	
技術提案書等の提出	令和6年12月20日(金)から 令和7年1月22日(水)まで (土・日、祝日を除く。) 午前9時から午後5時まで (正午から午後1時を除く。)	技術提案書の提出方法は、「(R6-R10 継続事業)桜川市新庁舎建設工事(1期工事)総合評価落札方式」実施要領に定める。
設計図書の閲覧及び貸与	令和6年12月20日(金)から 令和7年1月22日(水)まで (土・日、祝日を除く。) 午前9時から午後5時まで (正午から午後1時を除く。)	桜川市役所大和庁舎総務部財政課において設計図書の貸出しを行う。貸与期間は1日とする。
質問の受付	令和7年1月10日(金) 正午まで	軽易な内容確認を除き、質問書を大和庁舎総務部財政課にFAX、メールまたは持参により提出する。

質問への回答	令和7年1月15日（水） 午後5時まで	回答は、総務部財政課からFAX又はメールで配布する。なお、質問書を提出しなかった入札参加者にも配布する。
現場説明会	現場説明会は行わない。ただし、工事現場の視察を希望する者は、事前に工事発注担当課に連絡して許可を得ること。	
入札書提出締切日	令和7年2月7日（金） 持参の場合は受付時間 午前8時30分から午後5時まで	提出場所 〒309-1293 桜川市羽田 1023 桜川市役所 大和庁舎 財政課必着
開札日	令和7年2月10日（月） 午後1時30分から	桜川市役所 大和庁舎

4 入札方法等

- (1) 入札書は、入札書提出締切日までに桜川市役所財政課（大和庁舎）まで郵送又は持参とし、電送による入札は認めない。
郵便入札の作成方法については【別紙】「郵便入札の実施について」のとおりとする。
- (2) 入札書は、ペン又はボールペンなど消えない筆記用具で記入をすること。
(鉛筆で記入された入札書は無効)
- (3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。
- (6) 入札執行回数は、1回とする。
- (7) 最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格未満の入札をした者は、この公告の入札におけるそれ以降の入札（再度入札）には参加できない。
- (8) 落札者は、「(R6-R10 継続事業) 桜川市新庁舎建設工事（1期工事）総合評価落札方式」実施要領に定める方法により決定する
- (9) 入札に参加した者は、入札後において、この公告、設計図書及び工事請負契約書等について、不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

5 工事費内訳書の提示

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。金額に対応していない工事費内訳書が提出された場合は、失格とする。
- (2) 工事費内訳書の様式は指定の様式を使用するものとする。
- (3) 工事費内訳書は、返却しないものとする。

6 入札の無効

- (1) 入札者が次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
 - ア 入札について不正の行為があった場合
 - イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名のない場合
 - ウ 指定の入札日時までに到達しない場合
 - エ 入札書を同時に2通以上提出した場合
 - オ 他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札者の代理をした場合
 - カ 代理人が委任状を持参しない場合
 - キ その他必要書類を提出しない場合
- (2) この公告において示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及びこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 入札保証金

免除する。

8 契約保証金

落札者は、次に掲げるいずれかの保証を付すること。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の納付
- (3) 金融機関又は保証事業会社の保証
- (4) 履行保証保険契約の締結
- (5) 公共工事履行保証証券による保証

9 請負契約書の作成

落札後は速やかに、請負契約書を作成するものとする。

10 支払方法

- (1) 前金払 契約金額が500万円以上のものを落札した者が保証事業会社との保証契約を締結したときは、請負金額の10分の4（変更設計業務の前金払については請負金額の内訳に記載がある設計業務請負金額の10分の3）の範囲内で請求することができる。
- (2) 中間前払 下記の要件を満たす場合に、当初の前払金(契約金額の10分の4の範囲内)に追加して前払金(請負金額の10分の2の範囲内)を請求することができる。
(変更設計業務は中間前払を請求することができない。)
 1. 工期の2分の1を経過していること。
 2. 工程表において、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
 3. 出来高が50%以上であること。
(すでに行われた作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること)
- (3) 部分払 工事の中間時に既済部分に対する代価の10分の9の範囲内で請求することができる。ただし、前金払が支払われているときは、その金額を控除した額とする。
- (4) 完成払 完成検査に合格し、契約の目的物の引渡しを完了したときに政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところにより支払うものとする。

11 各年度の支払限度額

支払年度	支払上限金額	内訳
令和6年度	16,500,000円	変更設計費に係る前金払(3割)
令和7年度	38,500,000円	変更設計費に係る完了払(7割)
	2,414,600,000円	工事請負費に係る前金払(4割)
令和8年度	1,509,100,000円	工事請負費に係る中間前払(2割)
令和9年度	1,810,900,000円	新庁舎引渡し部分の出来高払
令和10年度	301,936,000円	工事請負費に係る竣工払
合計	6,091,536,000円	

1.2 入札の中止

入札参加要件（事務所所在地要件）が県外本店を含む場合に該当する案件のため、入札参加者が2者に満たない場合でも入札を執行する。

1.3 その他

本入札に対する必要事項は、公告に定めるほか「(R6-R10 継続事業) 桜川市新庁舎建設工事（1期工事）総合評価落札方式」実施要領のとおりとする。

1.4 入札手続きについての問い合わせ先

桜川市役所 大和庁舎 総務部 財政課 管財契約グループ
電話 0296 - 58 - 5111（内線1223・1224）